

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和1年12月12日(2019.12.12)

【公表番号】特表2019-525358(P2019-525358A)

【公表日】令和1年9月5日(2019.9.5)

【年通号数】公開・登録公報2019-036

【出願番号】特願2019-510864(P2019-510864)

【国際特許分類】

G 06 T 7/00 (2017.01)

【F I】

G 06 T 7/00 510 B

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月30日(2019.10.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本人確認モードに対応する顔品質スコア閾値及びアイプリント収集のステップ数をクライアントへ送信することであって、前記顔品質スコア閾値に基づいて顔画像を取得し前記アイプリント収集のステップ数に対応する個数のアイプリント対の画像を取得するために送信すること、

本人確認対象者に対応する、前記顔品質スコア閾値を満たす顔画像及び前記アイプリント収集のステップ数に対応する個数の1つ又は複数のアイプリント対の画像を前記クライアントから受信すること、

前記本人確認対象者に対応する、前記顔画像をプリセットされた顔画像と比較し、前記1つ又は複数のアイプリント対の画像をプリセットされたアイプリントテンプレートと比較すること、

前記顔画像及び前記1つ又は複数のアイプリント対の画像に対する比較結果がプリセットされた条件を満足するとき、成功した本人確認についての情報を前記クライアントへ送信すること、を含む、ユーザ本人確認方法。

【請求項2】

前記顔品質スコア閾値及び前記アイプリント収集のステップ数を送信する前に、

ユーザ本人確認要求を受信すること、

様々な本人確認対象者に対応するアイプリントテンプレートを記憶するプリセットされた格納先から前記本人確認対象者に対応するプリセットされたアイプリントテンプレートの個数を取得すること、

前記アイプリントテンプレートの個数がプリセットされた閾値以上であるとき、現在のモードが本人確認モードであると判断すること、をさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記本人確認対象者に対応するアイプリントテンプレートの個数を取得した後に、

前記アイプリントテンプレートの個数が前記プリセットされた閾値より小さいとき、前記現在のモードがアイプリント登録モードであると判断すること、

前記アイプリント登録モードに対応する顔品質スコア閾値及びアイプリント収集のステップ数を、前記顔品質スコア閾値に基づいて顔画像を取得し前記アイプリント収集のステップ数に対応する個数のアイプリント対の画像を取得するために前記クライアントへ送信

することと、

前記取得されたアイプリント対の画像を前記本人確認対象者に対応する前記アイプリントテンプレートとして、前記プリセットされた格納先に記憶すること、
をさらに含む、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記顔画像を前記プリセットされた顔画像と比較することが、
前記顔画像及び前記プリセットされた顔画像をプリセットされた顔アルゴリズムへの入力として使うことと、

前記プリセットされた顔アルゴリズムから前記本人確認対象者に対応する顔比較スコアを取得すること、を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記1つ又は複数のアイプリント対の画像を前記プリセットされたアイプリントテンプレートと比較することが、

前記本人確認対象者に対応する前記1つ又は複数のアイプリント対の画像及び前記アイプリントテンプレートをプリセットされたアイプリントアルゴリズムへの入力として使うことと、

前記プリセットされたアイプリントアルゴリズムから前記アイプリント収集のステップ数に対応する個数の多数のアイプリントライブネススコア及びアイプリント一致スコアを取得すること、を含む、請求項4に記載の方法。

【請求項6】

前記プリセットされた条件は、前記顔比較スコア、前記多数のアイプリントライブネススコア、及び前記アイプリント一致スコアがそれぞれのプリセットされた閾値より大きいこと、を含む、請求項5に記載の方法。

【請求項7】

前記顔画像及び前記1つ又は複数のアイプリント対の画像に対する前記比較結果が前記プリセットされた条件を満たすとき、前記本人確認対象者に対応する前記アイプリントテンプレートを更新すること、をさらに含む、請求項4に記載の方法。

【請求項8】

現在のモードに対応する、顔品質スコア閾値及びアイプリント収集のステップ数を受信することと、

前記顔品質スコア閾値に基づく顔画像と前記アイプリント収集のステップ数に対応する個数の1つ又は複数のアイプリント対の画像を取得することと、

サーバに本人確認対象者の本人確認を実行させるために前記取得された機顔画像と前記1つ又は複数のアイプリント対の画像を送信すること、を含む、ユーザ本人確認方法。

【請求項9】

サーバに前記取得された顔画像を送信することは、

前記取得された顔画像の画像品質が前記顔品質スコア閾値以上であることを判定することと、

前記サーバに前記取得された顔画像を送信すること、を含む、請求項8に記載のユーザ本人確認方法。

【請求項10】

前記取得された1つ又は複数のアイプリント対の画像を前記サーバへ送信する前に、
前記1つ又は複数のアイプリント対の画像がプリセットされたアイプリントライブネス条件を満たすことを判定すること、をさらに含む、請求項8に記載のユーザ本人確認方法。

【請求項11】

ユーザ本人確認のため1つまたは複数のプロセッサによって実行される命令であって、
前記1つまたは複数のプロセッサに、

本人確認モードに対応する顔品質スコア閾値及びアイプリント収集のステップ数をクライアントへ送信することであって、前記顔品質スコア閾値に基づいて顔画像を取得し前記

アイプリント収集のステップ数に対応する個数のアイプリント対の画像を取得するために送信することと、

本人確認対象者に対応する、前記顔品質スコア閾値を満たす顔画像及び前記アイプリント収集のステップ数に対応する個数の1つ又は複数のアイプリント対の画像を前記クライアントから受信することと、

前記顔画像をプリセットされた顔画像と比較し、前記1つ又は複数のアイプリント対の画像をプリセットされたアイプリントテンプレートと比較することと、

前記顔画像及び前記1つ又は複数のアイプリント対の画像に対する比較結果がプリセットされた条件を満足するとき、成功した本人確認についての情報を前記クライアントへ送信すること、を含む、動作を実行させる命令を記憶した非一時的なコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項12】

前記動作は、前記顔品質スコア閾値及び前記アイプリント収集のステップ数を送信する前に、

ユーザ本人確認要求を受信することと、

様々な本人確認対象者に対応するアイプリントテンプレートを記憶するプリセットされた格納先から前記本人確認対象者に対応するプリセットされたアイプリントテンプレートの個数を取得することと、

前記アイプリントテンプレートの個数がプリセットされた閾値以上であるとき、現在のモードが本人確認モードであると判断すること、をさらに含む、請求項11に記載の非一時的なコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項13】

前記動作は、前記本人確認対象者に対応するアイプリントテンプレートの個数を取得した後に、

前記アイプリントテンプレートの個数が前記プリセットされた閾値より小さいとき、前記現在のモードがアイプリント登録モードであると判断することと、

前記アイプリント登録モードに対応する顔品質スコア閾値及びアイプリント収集のステップ数を、前記顔品質スコア閾値に基づいて顔画像を取得し前記アイプリント収集のステップ数に対応する個数のアイプリント対の画像を取得するために前記クライアントへ送信してすることと、

前記取得されたアイプリント対の画像を前記本人確認対象者に対応する前記アイプリントテンプレートとして、前記プリセットされた格納先に記憶すること、をさらに含む、請求項12に記載の非一時的なコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項14】

前記顔画像を前記プリセットされた顔画像と比較することが、

前記顔画像及び前記プリセットされた顔画像をプリセットされた顔アルゴリズムへの入力として使うことと、

前記プリセットされた顔アルゴリズムから前記本人確認対象者に対応する顔比較スコアを取得すること、を含む、請求項11に記載の非一時的なコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項15】

前記1つ又は複数のアイプリント対の画像を前記プリセットされたアイプリントテンプレートと比較することが、

前記本人確認対象者に対応する前記1つ又は複数のアイプリント対の画像及び前記アイプリントテンプレートをプリセットされたアイプリントアルゴリズムへの入力として使うことと、

前記プリセットされたアイプリントアルゴリズムから前記アイプリント収集のステップ数に対応する個数の多数のアイプリントライブネススコア及びアイプリント一致スコアを取得すること、を含む、請求項14に記載の非一時的なコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 16】

前記プリセットされた条件は、前記顔比較スコア、前記多数のアイプリントライブネススコア、及び前記アイプリント一致スコアがそれぞれのプリセットされた閾値より大きいこと、を含む、請求項 15 に記載の非一時的なコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 17】

前記動作は、前記顔画像及び前記 1 つ又は複数のアイプリント対の画像に対する前記比較結果が前記プリセットされた条件を満たすとき、前記本人確認対象者に対応する前記アイプリントテンプレートを更新すること、を更に含む、請求項 14 に記載の非一時的なコンピューター読み取り可能な記憶媒体。